

訴 状

2010年2月26日

東京地方裁判所民事部 御中

原告ら訴訟代理人

弁 護 士 大 口 昭 彦

同 川 村 理

同 小 竹 広 子

損害賠償請求事件

訴訟物の価格 金 400万円

貼用印紙額 金 2万5000円

当事者 別紙当事者目録記載のとおり

請求の趣旨

- 1 被告らは、原告フリーター全般労働組合に対し、各自連帯して、金100万円及び2008年11月5日から支払済みに至るまで年5分の割合による金員を支払え
 - 2 被告らは、原告園良太に対し、各自連帯して、金100万円及びこれに対する2008年10月26日から支払い済みに至るまで年5分の割合による金員を支払え
 - 3 被告らは、原告〇〇〇〇に対し、各自連帯して、金100万円及びこれに対する2008年10月26日から支払い済みに至るまで年5分の割合による金員を支払え
 - 4 被告らは、原告渡邊洋一に対し、各自連帯して、金100万円及びこれに対する2008年10月26日から支払い済みに至るまで年5分の割合による金員を支払え
 - 5 訴訟費用は被告らの負担とする
- との判決並びに仮執行宣言を求める。

請求の原因

第1 当事者

原告らは、いずれも、後述する一連の違法な強制捜査により損害を受けた者である。

被告東京都（以下、「被告都」という）は、警視庁所属の警察官の違法な現行犯逮捕、搜索差押令状の請求、同令状の執行等に関し、損害賠償責任を負う者である。

被告国は、その裁判官による違法な勾留状及び搜索差押令状の発布等に関し、損害賠償責任を負う者である。

第2 本件の概要

本件は、2008年10月26日、「リアリティーツアー62億ってどんなだよ。麻生首相へのお宅拝見」として企画された催しに対し、警視庁所属警察官らが過剰な規制を加え、原告らを東京都公安条例違反、公務執行妨害等として現行犯逮捕（同年11月6日に釈放されるまで勾留）をしたほか、不当にそ

の自宅、事務所等に対して捜索差押を行った一連の強制捜査の違法性を追及するものである。

第3 本件の事実経過

- 1 2008年10月26日（日）の午後3時ころ、原告園良太（以下、「原告園」）、原告〇〇〇〇（以下、「原告〇〇」）、原告渡邊洋一（以下、「原告渡邊」）の3名は、それぞれ渋谷駅ハチ公前広場に赴き、「リアリティツアー 62億ってどんなんだよ。麻生首相のお宅拝見」と題するツアー（以下「麻生邸ツアー」と言う）に参加した。このツアーは、「反戦と抵抗の祭り<フェスタ>08. RTB (Reality Tour Bureau)」（以下「リアリティ・ツアー・ビューロー」という）という団体がインターネット等で参加者を募って企画したもので、当時の内閣総理大臣麻生太郎氏の自宅が62億円の豪邸と報道されていたことから、どんな家であるのか公道から見に行くことが眼目であった。
- 2 集合場所のハチ公前広場を出発した原告らは、談笑しながら渋谷の街の歩道を麻生邸に向かって歩き、道玄坂下にさしかかろうとしていた。このとき原告園は、歩道が混雑して後ろから来る参加者がはぐれてしまいそうだったことから、麻生邸ツアーのポスターを両手に持ち、少し頭上に掲げるように持った。
- 3 そして、「これから麻生首相の家に行きます」と通行人に呼びかけた。すると、麻生邸ツアーに付き添って歩いていた渋谷警察署の制服警察官が「プラカードだめだ」と発言した。これに対して参加者から「えっ？」という声があがり、また警官が「プラカード」と言ったので、原告園は「違う。これ、目印、目印。人が迷うかもしれないから」と説明した。この説明に対して、警察官は黙ってしまった。しばらくしてまた警察官が「プラカードだめだ」と言ったが、参加者のひとりが「いや、だから、じゃあ目印どうすんの」と言ったので、警察官はまた黙った。
- 4 その後、赤信号で麻生邸ツアーの一行が停止している時、警視庁公安部の私服警官と思われる人物が、「無届け…」と小さい声でつぶやきつつ、原告園につかみかかってきた。また、その私服警官のすぐ後ろから警視庁公安部第二課長（当時）の栢木国広（以下、「栢木」）が「よしっ」と叫び、周囲の他の私服警官も「よしっ」「よしっやろう！」と叫んでいた。原告園は、つかみかかってきた私服警官らに路上に引き倒され、押さえつけられて、逮

捕されてしまった。

- 5 その直後、栢木が「公妨だ、公妨だ！」と叫んだ。そして栢木は、「押さえろー！押さえろー！あれを持ってこい！」などと原告渡邊と原告〇〇の逮捕を相次いで指示した。原告〇〇と原告渡邊は、原告園の逮捕に驚いて園のいる方に近づこうとしていただけで、何ら公務執行妨害に該当する行為はしていなかったが、相次いで私服及び制服の警察官にもみくちゃにされる形で路上に引き倒され、押さえつけられて、逮捕されてしまった。
- 6 後で明らかになったところによれば、原告園は、東京都公安条例違反（無届け集団示威運動）、原告〇〇及び同渡邊は、公務執行妨害罪で、それぞれ現行犯逮捕されたものである。
- 7 なお、上記3名に対しては、その現行犯逮捕後に勾留請求、同決定がなされ（甲1ないし3）、2008年11月5日には、原告フリーター全般労働組合（以下、「原告組合」）の事務所に対し、本件を嫌疑とする搜索差押が実施されてパソコン等が押収された（甲4）。

原告ら3名は、同月6日にいずれも釈放されるまでの間、身柄を拘束され続けたが、同月27日に不起訴処分が決まった。

第4 本件各強制捜査の違法性

1 原告園に対する逮捕勾留の違法性(東京都公安条例の違憲性)

(1) 原告園に対する逮捕勾留

本件において、原告園は、以下の被疑事実により、昭和25年東京都条例第44号「集会、集団行進及び集団示威運動に関する条例」（いわゆる東京都公安条例《以下単に「公安条例」ともいう》）違反を以て現行犯逮捕され、刑事訴訟法60条1・2・3号に該当するとして長期勾留された（逮捕者 警視庁渋谷警察署司法警察員 警部補重田康裕）。

（被疑事実要旨：2008年10月26日午後3時40分頃から同50分頃迄、東京都渋谷区道玄坂2-1-1ハチ公前広場から同区宇田川町28-2絵夢ビルまでに至る文化村通りの歩道上に於いて、「リアリティツアー 62億ってどんنادよ。麻生首相のお宅拝見」行動として、東京都公安条例の許可を受けないで、約60名が隊列4・5人縦隊となって行った集団示威行進の隊列先頭部分に位置して無許可の集団示威行進を指揮した。）

だが、以下に詳論のとおり、この逮捕・勾留は違法である。

(2) 東京都公安条例の違憲性

ア 東京都公安条例は、憲法 21 条 1 項、2 項に違反する

① 憲法による表現の自由の強い保障

日本国憲法 21 条 1 項は、「集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。」と明定している。

憲法前文は、その根本規範として、主権在民原則・民主主義原則・代議制原則等を宣明し、第 4 章（41 条以下）に於いて、その規範を実現するための具体的な統治諸規定を定めている。

② 民主主義社会における表現の自由保障の重要な意義

ところで、この統治原則が正当に機能し、憲法の根本規範が実現されるためには、表現の自由の保障・十分な機能が必須の前提条件である。

国家の政策は、人民の諸々の表現行為と、議論等によるその検証・深化に基づく、衆知の結集と検証によってこそ、憲法前文の掲げる平和主義を始めとする国家目標実現について、初めて誤り無きを期し実現することが出来るのであり、また、この権利の十分な行使の上にこそ、一国の政治に対する全人民の責任も生まれるものであるからである。

それゆえ、表現の自由の保障と機能の無いところには、民主主義は存在・成立しない。それは、民主主義実現のための必須の前提である。

③ 憲法 21 条 1 項の保障の対象の一切性

そのような重要な機能を有している表現の自由には、代表的なものとしても出版等をはじめとして、様々の手段・方法・態様が存しており、それらの「一切」を憲法 21 条 1 項は保障しているのである。

④ 表現手段としての、集会・示威行動の特別の意義

a この重要な、様々な方法態様による表現行為のうち、集会・示威行動の占める位置・役割には、極めて大きいものがある。

それは、投票による選挙のような間接的・包括的意思表示ではなく、直接的・個別的的意思表示の手段として適しており、また、その効果も大きいからである。

すなわち、前者は、その間接性・包括性によって、統治システムとしての利点と長年の歴史を有しているものであり、それゆえに憲法が政治制度として採用しているところでもあるが、しかし反面に於いて、

まさにその性格ゆえに逆に、人民の意思等の表明手段としての限界を有している事も否定できない。

- b この意味で、集会・示威行動は、投票・選挙・代議制等の有している、そのような限界を、この直接性・個別性・非制度性等の長所によって補完し、民主主義実現・維持のための重要な手段として存在し、機能してきているものである。
- c 例えば、隣国である大韓民国では、1945年の解放後も、多年独裁政権ないし軍部の独裁によって国民は苦しんできたが、1990年代に於いて遂に完全民主化が達成された。この長年の特筆すべき民主化闘争に於いて1960年の4・19革命を嚆矢とする学生デモの果たした役割は、まさに歴史的意義を有していたものであることは、ひろく知られているところである。

⑤ 集会・示威行動抑圧法規としての公安条例

- a 本件に於いて適用された公安条例は、このように極めて重要な人民の権利である集会・示威行動を、不当に制限抑圧しようとするものである。
- b すなわち、本条例は要旨、以下のとおり規定している。
「□ 道路等公共の場所で行われるところの、
ア 学生、生徒その他の遠足、修学旅行、体育競技
イ 通常の冠婚葬祭等慣例による行事
以外の全ての集会・集団行進については、東京都公安委員会の許可を得なければならない（1条）。
□ この許可は、集会・集団行進の予定の72時間前までに、主催者から管轄警察署を経由して、公安委員会に申請しなければならない。
□ 申請書には、主催者の住所・氏名、日時・進路・場所、参加予定人員、目的・名称を記載しなければならない（2条）。」
- c これは、表現の自由の重要なコララーである、集会・示威行動の自由を、最も中心的であり強力な権力機構・組織であって、制度構造的にも歴史現実的にも表現の自由の最も直接的な対立物である、警察機関の事前許可制に委ねるものであって、表現の自由に対して重大な制限を加えるものである。
- d それはまず、対象の無制限性・包括性に顕れている。
上記「b ア・イ」は極めて限定的であるから、民衆の行う自主的集

合の全てはこれに該当せず、したがって事前許可制の対象に含ましめられることとなる。

e また、72時間前（3日前）という長時間前の事前許可制となっており、時間的にも制約が大きい。

f この許可については、一応「公共の安寧を保持する上に直接危険を及ぼすと明らかに認められる場合の外は、これを許可しなければならない。」（3条1項）とはされている。しかし、そもそもこのもっともらしい「公共の安寧」こそが、歴史的あるいは諸国の事例に於いて、独裁的・警察的國家の支配秩序を意味するものとして権力主義的に理解・運用されている例に事欠かないのであって、事前許可制による危険性は、何ら抑止されえない。

g しかも、公安委員会は、許可に当たって種々の条件を付すことが出来ることとなっている（3条）。

この条件の中には、例えば「夜間の静謐保持に関する事項」などというものもあるが、その殆どが、

「ア 官公庁の事務の妨害防止に関する事項（3条1項1号）

イ 銃器・凶器その他の危険物の制限等・・・に関する条項（同2号）

ウ 集会・集団行進・集団示威運動の秩序維持に関する事項（同4号）

エ 公共の秩序・・・やむをえない場合の進路・場所・日時の変更に
に関する事項（同6号）

等々、公安委員会による過度の干渉抑圧が可能な条項となっていることが一見して明らかであり、その運用によって、当該集会・集団行進・集団示威運動それ自体が不可能となるか、辛うじて実施できたとしてもその趣旨目的の達成が困難となってしまう危険性が極めて高いのである。

（事実、例えば現在、国会周辺ではデモは「旗は巻く」「シュプレヒコール禁止」「呼びかけ禁止」等々の条件下のみ許可されており、要するに参加者はもの静かに歩くだけという、およそデモとは到底言えない、全く無意味な行動のみが可能とされている。）

h なお、許可の主体は公安委員会とされているが、現実にはその運用の担い手は警察そのものである。

i 実際にも、申請窓口である警察の警備課に於いては、デモ行進のコースを始めとする、警備警察からの種々の条件の要求をめぐって、延々

ともめるのが常態である。しかし、主催者がこの条件を受容れること
にして申請して、受理が実現されない限り、72時間の時間切れとな
ってしまうために、結局、最終的には殆ど警察の言いなりになってし
まうのが、現実の姿である。

- j 要するに、官許の、（例えば上記の国会周辺の「デモ」の如くに）
警察の管理に適った集会・集団行進等のみが、公安条例上適法とみな
されるのであって、それ以外のものは全て非合法として、摘発・検挙
の対象とされてしまうという構造になっているのであり、集会・集団
行進・集団示威運動は、完全に警察のコントロール下にあるのである。
これはいうなれば、集会・集団行進・集団示威運動に対する事前検閲
（憲法21条2項が禁止）であると言わねばならない。
- k このような事態が、「一切の表現の自由の保障」などと言うことが
出来るであろうか。
- l 以上のとおりの実情への考慮・省察から、裁判例の中には次のよう
に判示しているものも存在している事が、極めて注目されるところで
ある。

「東京都公安条例の字面はともかく、その運用面には大いに問題が
あると考えられるところから、更に反転して、そのような問題ある運
用を生む本条例そのものの合憲性については、かなり深い疑念を持つ
ものである。」（東京高判 昭和52・6・7 高刑集30-3-255）

⑥ 小括

以上よりして、警察権力による事前許可制をとり、許可権者に広汎な
条件付与を認めている公安条例は、憲法21条1項に違反している。

また、この許可制を集会等についての事前検閲ととらえるならば、「検
閲は、これをしてはならない。」と宣明している憲法21条2項にも違反
している。

イ 予備的主張—合憲限定解釈と本件の違憲性

① 公安条例に関する合憲限定解釈

- a 上記のとおり、公安条例は憲法21条に違反する無効の法規である
が、その要件の解釈を厳しく限定することによって、一応合憲とした
上で、その解釈運用に於いて、表現の自由の侵害に亘らないように配
慮しようとするのがいわゆる合憲限定解釈である。

- b (ただし、いかにこのような解釈運用が指向されたとしても、法規の構造それ自体に、拡大解釈・一般化の動因が存している以上、上記ア⑥の如くに言わねばならないのであるが、ここではとりあえず、これを措くこととする。)
- c このような思考は、本条例の前記3条1項にすでに見られるところであるが、諸判例も概ねこの考え方に立って、本条例自体は一応合憲であるとしてきている。
- d それは、本条例の運用に於いて、その対象とする表現行為が、憲法上の他の重要な法益を侵害する「高度の蓋然性」を有している事、あるいは、侵害に至る「明白かつ現在の危険」を有している事を要求し、一定の限定を付することにより、本条例自体は合憲であるとなすのである。

② 本件への公安条例適用の違憲性

a 本件に於いて逮捕・勾留の基礎とされた被疑事実は虚偽である

別項に於いて論ずるが、警察によって主張されているような事実は、何ら存在していなかった。本件は、公安警察によって事実が仮構され、捏造された冤罪である。

その意味では、本来、公安条例の違憲性を論ずる以前の問題であった。しかし、現実にはこれが適用されて、原告園は逮捕され勾留されるという甚だしい不利益を被った。

それゆえ本件訴訟に於いては、ここで敢えて、警察等によって被疑事実として書かれたところをも前提として、被告の不法行為責任を立論することとする。

しかし、それによってさえ、本件の運用は違憲であり、逮捕勾留が違法であったことが明白なのである。

b 公安条例は違憲無効の法規である

前述のとおり、公安条例それ自体違憲無効の法規である。

したがって、本来は、本件逮捕・勾留は改めて論ずるまでもなく、当然に違法である。

c 合憲限定解釈論に立ったとしても、本件逮捕勾留は違法である

本条例の憲法適合性について、前記の合憲限定解釈をとり、条例自体は一応合憲であるとしたとしても、本件への適用は、表現行為に対する過剰な抑圧であって、憲法21条1項違反である。

□ 本条例の合憲限定解釈によれば、集会・集団行進・集団示威運動等が、例えば人命・身体など、当該表現行為に優越する他の法益を侵害する高度の蓋然性を帯有していた場合、あるいは、そのような明白な具体的危険性が現実に迫っていたという場合にのみ、その危険性に鑑み、そのような表現行為である集会・集団行進・集団示威運動等を違法なものとして規制し、検挙することも憲法21条違反ではないと言いうる事となる。

□ では、本件の場合どうであったであろうか。

本件のツアーは、勾留状に記載された「被疑事実」によってさえ、たかだか60人程度の人数が5列縦隊で（ということは、前後12列程度、長さにして10m程度という、極く極く小規模な隊列であったのである）、歩道上を進行したというに過ぎない。

これによって一体、憲法上反故されるべきいかなる重大法益に対する侵害の現代的かつ具体的な危険性、その高度の蓋然性があったというのであろうか。全く無かったことが明らかである。

□ 要するに、それ自体としては、実質的には他に対する法益侵害性は全く存在していないものであったところ、ただただ、東京都公安条例なる法規が存在していたがゆえに、仮に本件が集団行進であったとされた場合には、この条例があるが故の「無許可集団行進」に形式的には該当するとされうることとなり、法規違反が現出したというに過ぎなかったのである。

□ 公安条例のかかる解釈運用は、これについての合憲限定解釈によっても違憲であり違法であることは、改めて言うまでもないであろう。

d 本件表現行為は、憲法上保護すべき高い価値を有していた

□ ところで、表現の自由についても、憲法上の他の重要な法益との関係では、その権利性に一定の相対性を認める立場に立った場合にも、当該行為の憲法上の意義についての実質的な検討がなされるべきである。

なぜなら、ここでなされるのは一定の法益権衡量であるからである。

□ この観点からした場合、原告らの表現行為には、民主主義の不可欠の前提と位置づけられている憲法上の意義に於いて、高く評

価されるべき内容を有していたものである。

すなわち、当時の社会情勢よりするならば、本件行動は、国民の無理からぬ心情が反映されていたものであって、表現としての価値は高く、その意味でも、これを形式主義的に犯罪視することは全く不当であった。

- けだし、当時（以降、現在も悪化こそすれ何ら事態は変わってはいないのであるが）、一昨年秋以降の、世界的な大不況の嵐に直撃された日本経済は、甚だしい混乱と停滞に突き落とされ、大勢の失業者が街頭に溢れ野宿を余儀なくされた労働者が一挙に増大するという事態となっていた。このような事態は、12年間に亘って年間の自殺者3万人以上（そのうち経済的理由による事例は8000人を超えていると言われている）という、異常で悲惨な状況を更に悪化させ、社会は暗い雰囲気覆われ尽くしていた。

ところで、内閣総理大臣は、我が国の行政機構のトップに立つ者として、このような事態の打開のために有効な政策を早期に打ち出すべき権限と責任を有していたことはもちろんである。当時の麻生首相については、その不見識よりして冷めた見方が強かったのであるが、総理大臣である限りは、その責任を果たせという要求は強かった。

- しかるに、同首相は雇用情勢の極端な悪化を受けて、恰かも下情視察と言うが如くにして、或るハローワークを訪れたのであったが、ところが、必死になって求人情報を追いかけている失業者に対して「えり好みをするな」などとお気楽な説教を垂れて世人の怒りを買うなど、その不見識の露呈には甚だしいものがあり、批判が更に強まっていた。

- このような折しも、麻生首相の私宅が62億円の価値があると報道されたために、世人は驚倒した。しかし日々、生活に追われ、口に糊することが精一杯の者にとっては、「62億円」という数字の大きさには驚いたが、しかし、正直言ってそのような巨額の邸宅とは、一体どのようなものであるのか実感が全く湧かない、想像することも出来ないというのが実情であった。

このような悲惨で苛酷な社会にあって、些か能天気な言動ばかり行って顰蹙を買っている麻生首相であるが、一体どのような生

活から、そのような地位に全く相応しくないお気楽な人物は生まれてくるのか・・・、これを実地に認識して、これに立って議論をなすことは、民主主義の実践上、極めて有意義なことである。実感も出来ないままに、ただ数字だけを口にしていうことでは、民主主義の実践であるべき議論としては甚だ不十分である。

そこで、「62億ってどんなだよ」として、本件行動は企画されたのである。「62億円の邸宅」などという、どう頭をひねってみても想像も出来ない邸宅を実地に見分することは、庶民的政治感覚を磨くものとしても意味があるし、また、それ自体健全なユーモアに充ちた、しかし真摯そのものである鋭い政治批評としての意味もある。それは民主主義的議論の出発点であった。

VI こうした状況・経過に鑑みると、本件行動は、民主主義の根本としての表現行為として、非常に高い価値を有していたものである。

前記のとおり、表現行為に対して一定の規制が法的に検討される場合、当該表現行為の有する情報の内容・方法・重要性等々が総合的に勘案すべきである。

しかるとき、本件表現行為は、十分な尊重に値するものであって、安易な規制はなされてはならなかったのである。

(3) 小 括

以上、本件逮捕勾留は、いかなる意味に於いても、違憲違法であったものである。

2 原告園に対する逮捕勾留の違法性(構成要件に該当しない)

東京都公安条例が、そもそも違憲無効であり、仮に条例自体が違憲でないとしても本件逮捕が違憲的適用に該当することは上述のとおりであるが、仮にそうでないとしても、原告園の行為は、公安条例違反の構成要件に該当しない。

(1) 除外規定に該当する

原告園は、東京都公安条例第1条の許可を受けずに集団示威運動を行ったとして現行犯逮捕された。しかし、原告園が行っていたのは、「麻生首相

のお宅拝見ツアー」に他ならず、ただの遠足すなわち日帰りの観光旅行である。従って、東京都公安条例の除外規定に該当し、そもそも公安条例違反の構成要件に該当しない行為である（東京都公安条例第1条1号）。

著名人の豪邸を見に行くツアーは、ハリウッドやニューヨークその他、そのような豪邸が存在する場所で一般的に行われているものである。豪邸の敷地に立ち入るわけでなく、一般人が通行できる公道から豪邸を見物することは、誰でも自由に行いうる行為である。このような遠足あるいは観光にあたる行為は、公共の安全を侵害する危険性が極めて少ないため、そもそも東京都公安条例の規制対象から除外されているのである。また他者に対してこのような遠足あるいは観光を、一緒に行かないかと勧誘したからといって、何ら集団示威運動に該当するものではないことは当然である。

従って、原告園の行為は東京都公安条例違反の構成要件に該当しない。

(2) 集団示威行進に該当しない

仮に原告園の行為が除外規定で除外されていないとしても、集団示威運動には該当しない。

すなわち、東京都公安条例に言う「集団示威運動」とは、多数人が彼等に共通な目的達成のため共同して不特定多数の者に影響を及ぼしうる状況下で威力若しくは 氣勢を示しつつその意見を表明する行動を言う（昭和36年8月22日東京地裁判決）。

しかし、もとより、原告らが参加した麻生邸ツアーの参加者が、何らかの達成すべき共通の目的を持っていたわけではない。また、威力若しくは氣勢を示しつつその意見を表明する行動を行おうとしていたわけでもない。そして、麻生邸ツアーの参加者らは、渋谷駅を出発する際に、渋谷警察署警備課長より、プラカードや風船を下ろし人形の首を取った状態ならば麻生邸に行つて良いという指示を受け、それに従って風船等を下ろした格好で、歩道を歩いていたのである。

そのツアーの中にいた原告園も、威力や氣勢を示しつつ共通の意見を表明する行動など、何ら行っていない。

「第3 本件の事実経過」において述べたとおり、原告園は、人通りの多い渋谷の街を通行していたので、ツアーの参加者が人混みで迷ってしまわないように、目印のために手に持っていたポスターを少し上方に掲げながら歩いていただけである。また原告園は、「これから麻生さんの家に行きます、

一緒に行きませんか」と言っていたが、これは、周囲の通行人らに自分が麻生邸に行くことを説明し、一緒に行きませんか、と誘っていたに過ぎない。かかる言辞は、集団に共通する「意見」の表明ではなく、単なる自己の行動の説明と、勧誘である。

従って、原告園の行為は東京都公安条例違反の構成要件に該当しない。

(3) 原告園は、「主催者」でも「指導者又は煽動者」でもない

ア 東京都公安条例第5条にいう集団示威運動の「主催者」とは、集団行動を行うに際して中心をなす発起人として計画を策定し、集団行動の実施を主催する者を指すと解される。

本件麻生邸ツアーの主催者は、リアリティ・ツアー・ビューローであって、原告園ではない。リアリティ・ツアー・ビューローとは、現代社会を実感するツアーを企画するグループの自称である。そのメンバーは固定的でなく、企画ごとに新たに実行委員会的にグループを形成するファジーな集まりである。これまでに、リアリティ・ツアー・ビューロー名で、人材派遣会社グッドウィルの社長宅を見に行くツアーなどを計画・実行してきた。原告園は、今回の麻生邸ツアーの企画の際、リアリティ・ツアー・ビューローに参加していたが、グッドウィルの社長宅を見に行くツアーの際は、リアリティ・ツアー・ビューローに参加していなかった。

イ 仮に原告園がリアリティ・ツアー・ビューローに参加していたことで「主催者」に該当するとしても、そもそもリアリティ・ツアー・ビューローが企画したのは前述のように単なるツアーであって、集団示威行進ではないから、原告園は公安条例にいう「主催者」に該当しない。

ウ また同条にいう「指導者」とは、「集団行動をして所期の目的を達成させるため、現場において集団の構成員に対し、言語又は動作によって指揮、誘導する等して行動を所定の方向へ指向すべき責任を負う者」を言うときとされている（東京地裁昭和38年2月2日判決）。しかし、そもそも麻生邸ツアーには所期の目的など設定されていない。また原告園は、今回の企画でリアリティ・ツアー・ビューローの中心的人物というわけではないし、ツアーにおいて何ら指揮・誘導等の責任を負ってはいなかった。たまたまツアーの先頭付近を歩いていたことと、渋谷の街が混雑していて後に続く参加者が迷いそうだったことから、その場の判断で目印のためポスターを掲げただけである。

さらに、同条は「煽動者」をも処罰しているが、「煽動者」とは、「公安条例違反の行為を実行する決意を生じさせ、または、すでに生じている右決意を助長する勢のある刺激を与えた者」を言うとしている（東京地裁昭和38年2月2日判決、東京地裁昭和38年11月27日判決）。この煽動者という概念は、指導者との区別や単純な集会参加者との区別が容易でなく、罪刑法定主義の観点からそれ自体問題であるが、上記の解釈を前提とすれば、原告園は、「煽動者」にも該当しない。原告園は、他者に公安条例違反の行為を行う決意を生じさせていないし、すでに生じた決意を助長する勢のある刺激を与えたこともないからである。

以上より、原告園は、東京都公安条例第5条の構成要件のいずれにも該当しないことは明らかである。従って、警察官らは、何ら犯罪を行っていない者を逮捕したものであるから、現行犯逮捕の要件を満たさず、逮捕は違法である。

3 原告園に対する逮捕勾留の違法性(可罰的違法性、逮捕の必要性の不存在)

(1) 可罰的違法性がない

万一、仮に原告園の行為が形式的に東京都公安条例違反の構成要件に該当するとしても、刑罰をもって臨むにふさわしいといえる程度の違法性(可罰的違法性)は認められない。

すなわち、原告園は他のツアー参加者と共に麻生邸に向かって歩きながら、ポスターを少し上方に掲げ、「これから麻生さんの家に行きます、一緒に行きませんか」と誘っていたに過ぎないのであるから、実質的に何ら公共の秩序を乱す行為と評価できるものではなく、その行為の違法性は到底可罰的な程度に達していない。

(2) 警告・制止(4条)を行うことが可能であり、逮捕の必要性に欠ける

東京都公安条例第4条には、第1条に違反して行われた集団示威行進の参加者に対し、公共の秩序を保持するため、警告を発してその行為を制止その他その違反行為を是正するにつき必要な限度で所用の措置をとることができると規定されている。

このような措置規定は、事後的な逮捕によらなくてもその場での警告や制止によって是正が可能な違反行為につき、即時強制を認めたものである。そして、

第6条では、「この条例の各規定は、第1条に定めた集会、集団行進及び集団示威行動以外に集会を行う権利を禁止し、若しくは制限し、又は、集会、政治運動を監督し若しくはプラカード、出版物その他文書図画を検閲する権限を公安委員会、警察職員又はその他の都吏員、区、市、町、村の吏員若しくは職員に与えるものと解釈してはならない」と規定され、憲法に定められた表現の自由や政治活動の自由の過度な制限を導かないように、慎重に運用すべきことがわざわざ規定されている。また、一般に刑事罰を与えることは謙抑的であるべきであるし、警察の権限行使は、当該違反の態様や程度に応じ、違反行為によって醸成される危険の程度と、その危険除去のための措置によって招来される自由の制限の程度に比例を保つべきである（警察比例の原則）。

これらのことからすれば、東京都公安条例違反の構成要件該当事実があった場合でも、それが直ちに公共の秩序を乱す現実的危険性を有していない場合には、まずは4条に基づく警告・制止の措置をとり、それでも是正されない場合に初めて逮捕等の刑事手続を執るべきと解される。

すなわち、万一仮に原告園の行為が公安条例違反の構成要件に該当し、その違法性が可罰的程度に達しているとしても、警察官らは、まず口頭で「公安条例違反に該当するからポスターを下ろしてください」などと警告を与え、それでも従わない場合には、ポスターを取り上げて一時預かるなどの制止措置をとることが可能であった。しかるに、警察官らはそのような措置を行わずに、突然逮捕したものである。従って、逮捕の必要性に欠けるから、原告園に対する逮捕は違法である。

4 原告渡邊、同〇〇に対する逮捕勾留の違法性

- (1) 原告渡邊及び同〇〇が、警察官の公務の執行を妨害した事実はない。
- (2) 原告渡邊は、私服警察官が原告園につかみかかって逮捕しようとしたとき、原告園から1メートルくらい離れた場所にいたので、驚いて原告園の方に近寄ろうとした。ところが、すぐに制服の警察官が原告渡邊の前に立ちはだかり、原告園から遠ざけるように原告渡邊を後ろに身体で押してきたため、前に進もうとしていた原告渡邊と体が触れあう形になった。このとき原告渡邊は手を使って警察官を押したことはなく、ただ警察官が原告渡邊の方に前進して来たために、体が触れ合っただけである。ところがすぐに、「公妨だ！公妨だ！」というかけ声と共に、身体を前のめりに引っ張られて路上に引き倒され、多くの警察官に両手両足を持たれて逮捕されてしまった。

(3) 原告〇〇は、私服警察官が原告園につかみかかった際、原告園から少し離れた位置にいて、原告園が警察官に取り囲まれて逮捕されている様子だったので、大変だと思って近づこうとしただけである。ところが、ひとりの警察官が原告〇〇の前に立ちはだかり、更に原告〇〇に近寄ってきた。そこで原告〇〇は横によけようとしたが、警察官は更に〇〇がよけた側に身体をずらし〇〇の前に立ちふさがった。そこで〇〇が逆の側によけようとする、また警察官は身体をずらして〇〇の前に立ちふさがった。この際、原告〇〇の周囲は多くの警察官やツアー参加者が密集していたため、警察官の身体と〇〇の身体が接触したことはあったが、原告〇〇は、自分から警察官を押したこともないし、警察官の身体を掴んだりしたこともなかった。周囲の警察官も、このとき原告〇〇を逮捕しようとはしていなかった。

その後、〇〇は、警察官をよけるようにして、警察官が大勢密集している場所から抜けだし、少し人がまばらな場所に歩いて出た。ところがこのとき、少し離れた場所にいた公安第二課長の栢木が原告〇〇を指さし「押さえろー！押さえろー！あれを持ってこい！公妨だぞ！」と指示した。そこで、原告〇〇の周囲にいた警察官は無抵抗の同人を逮捕することに躊躇を見せつつも、栢木の命令にしたがって原告〇〇を路上に引き倒し、何人もが群がって両手両足を持って逮捕したのである。

(4) 従って、原告渡邊及び〇〇が警察官の公務の執行を妨害した事実はないから、同人らに対する逮捕、及びそれに引き続く勾留は違法である。

5 原告〇〇に対する警察官の取調べの違法性

前記のとおり、原告〇〇に対する公務執行妨害罪による現行犯逮捕は、それ自体違法であるが、その後の身柄拘束を利用してなされた警察官による取調べも次のとおり違法である。

すなわち、原告〇〇に対しては、警視庁渋谷警察署警備課公安係長伊藤警察官と佐野警察官がその取り調べを担当したのであるが、その内容は、「お前は俺と同じ根はまっすぐな人間だ。お前を真面目な人間にするためにやっているだけだ。おれはいろんな人間を更生させた。中核派だった者も更生させて今では田舎で農業をしている。支援者らはお前を利用しているだけだ。弁護士は有名になろうとしているだけだ。」などと、支援者、弁護人に対する誹謗中傷により原告〇〇に転向を強要したり、「今しゃべらないとどんどん状況悪くなるぞ。黙秘を続けていると元に戻れなくなる。活動家として生きるしかなくなる。

日常的に公安が張り付いて、大変なことになる。」などと述べ、原告〇〇を脅迫し、かつ、その黙秘権を侵害した。

また、原告〇〇は、気分変調性障害、広汎性発達障害の診断を受けていたものであり（甲5）、当時はその病状が治りかけている時期であった。そして、警察官らは、原告〇〇の弁護人が警視庁渋谷警察署署長あてに提出した2008年11月1日付「人権侵害の取調べに強く抗議する」（甲6）により、少なくとも同日以降はそのことを認識していた。

にもかかわらず、それ以降も警察官らは、原告〇〇に対し、同様同種の取調べを続行したものであり、かかる取調べは、原告〇〇の人格や黙秘権を侵害する違法なものである。

6 原告組合に対する搜索差押の違法性

原告フリーター全般労働組合（以下、「原告組合」）に対しては、同年11月5日頃、本件を理由として搜索差押許可状が発布され、同日、約1時間半にわたりその執行がなされたが、上記搜索差押許可状の発布、執行はいずれも違法である。

なぜなら、そもそも前記のとおり、本件公安条例違反、公務執行妨害罪自体が嫌疑を欠くものであって、上記搜索差押許可状の発布はそもそもその理由を欠く上、上記事案はいずれも偶発的なものであり、組織的背景は皆無であるから、原告組合に対する搜索差押を執行する必要など全くなかったものである。よって、本件搜索差押許可状の発布、執行はそれ自体が違法である。

さらに、本件搜索差押の執行においては、原告組合所有のパソコン1台を丸ごと押収しているのであるが、かかる執行は、明らかに必要性を欠いた違法なものである。パソコンは、原告組合の業務を推進するうえで重要な機材であり、それを押収することの打撃は大きく、現に組合はパソコンの押収によりその円滑な業務の遂行を阻害されたものである。一方、警察官らとしては、単にパソコンのハードディスク内のデータをその場でコピーすれば、捜査の目的は達成しえたはずであり、パソコンをそれごと押収するのは明らかに行き過ぎであって必要性を欠くものである。よって、パソコンに対する搜索差押執行の違法性は明らかである。

また、そもそも前記のとおり、上記搜索差押えの翌日には、原告ら3名はいずれも釈放され、のちに不起訴処分がなされているのである。すなわち、本件搜索差押えは、原告ら3名の刑事処分の証拠資料を収集するためというよりは、

原告組合に対して圧力を加え政治的に弾圧する目的、あるいは組合員に関する情報を搜索差押さえの名を借りて不当に収集する目的を持ってなされた疑いが濃厚であり、その目的自体が違法である。

7 本件違法捜査に対する社会的批判

以上のとおり、幾重にもわたり、違法性を帯びた本件捜査に対しては、国会においても問題とされるところとなり、阿部知子衆議院議員（社民党）、鈴木宗男衆議院議員（新党大地）からの質問主意書（甲7、8）が提出されたほか、同年11月13日に実施された参議院法務委員会にて、近藤正道参議院議員（社民党）が本件に関する質問（甲9）を、同月14日に衆議院法務委員会にて、河村たかし衆議院議員（民主党）が同様の質問を行った（甲10）。

第4 原告らの受けた損害

以上によれば、本件強制捜査により、原告園、同渡邊、同〇〇の被った精神的損害は、金100万円を下らない。

また、上記搜索差押により原告組合の被った業務上の損害は、金100万円を下らない。

第5 結語

よって、原告らは、被告らに対し、国家賠償法1条に基づき、請求の趣旨記載の判決を求めべく本訴に及んだ次第である。

以 上

添付書類

- | | | |
|---|--------|-----|
| 1 | 甲号証各写し | 各1通 |
| 2 | 資格証明書 | 1通 |
| 2 | 訴訟委任状 | 4通 |

当事者目録

〒160-0023

東京都新宿区西新宿4丁目16番13号 MKビル2階

原告 フリーター全般労働組合
代表者 布施絵里子

(郵便番号省略)

(住所省略)

同 園 良 太

(郵便番号省略)

(住所省略)

同 渡 邊 洋 一

(郵便番号省略)

(住所省略)

同 ○ ○ ○ ○

(送達場所)

〒107-0052

東京都港区赤坂2丁目14番13号 シヤトレ赤坂5階 港合同法律事務所

電話 03-3585-2331

FAX 03-3585-2330

原告訴訟代理人弁護士 大口昭彦

〒106-0032

東京都港区六本木3丁目10番9号 川誠志堂ビル4階 川村・寒竹法律事務所

電話 03-5411-0071

FAX 03-5411-0073

同 川 村 理

〒160-0022

東京都新宿区1丁目15番9号 さわだビル5階 東京共同法律事務所

電話 03-3341-3133

FAX 03-3355-0445

同 小 竹 広 子

〒163-8001 東京都新宿区西新宿2丁目8番1号

被 告 東 京 都

代 表 者 東 京 都 知 事 石 原 慎 太 郎

〒 1 0 0 - 0 0 1 3 東 京 都 千 代 田 区 霞 ヶ 関 一 丁 目 1 番 1 号

被 告 国

代 表 者 法 務 大 臣 千 葉 景 子